

# 産業廃棄物の種類と具体例

①	燃え殻	石炭がら、廃活性炭、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物など
②	汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥など
③	廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃溶剤、タールピッチ類など
④	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などのすべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	廃ソーダ液などのすべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	紙くず*	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの</li> <li>●パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したもの</li> </ul>
⑧	木くず*	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの</li> <li>●木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から発生したもの</li> <li>●物品賃貸業に係るもの(例:家具など)</li> <li>●貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)(全業種)</li> </ul>
⑨	繊維くず*	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの</li> <li>●繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から発生したもの</li> </ul>
⑩	動植物性残さ*	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などで、原料として使用された動物性又は植物性の固形状の不要物 発酵かす、パンくず、おから、コーヒーかす、その他の原料かすなど
⑪	動物系固形不要物*	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理をした食鳥など
⑫	ゴムくず	天然ゴムくず
⑬	金属くず	研磨くず、切削くず、金属スクラップなど
⑭	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くずなど
⑮	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、不良鉱石など
⑯	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた以下のもの コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、れんが破片及びコンクリート等の混合物で分離することができないものなどこれに類する不要物
⑰	動物のふん尿*	畜産農業を営む過程で発生した動物のふん尿
⑱	動物の死体*	畜産農業を営む過程で発生した動物の死体
⑲	ばいじん	ばい煙発生施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの
⑳	産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱のそれぞれに該当しないもの(コンクリート固化物、灰の溶融固化物など)

\*は、特定の事業所から排出されるものに限定されます。

お問い合わせ

廃棄物対策課廃棄物指導係

電話:252-7152

